

# 広島高速道路公社競争入札調査委員会設置要領

(平成9年9月1日)

[沿革] 平成10年7月 1日改正  
平成12年4月 1日改正  
平成17年5月20日改正  
平成18年2月 1日改正  
平成27年3月18日改正  
平成28年3月14日改正  
平成29年3月29日改正  
平成31年3月28日改正  
令和 2年7月 6日改正  
令和 3年4月 1日改正

令和5年 3月29日 総務部長通達第23号改正

(趣旨及び設置)

第1条 広島高速道路公社の競争入札を適正に執行するため、広島高速道路公社競争入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札の実施に当たり調査基準価格に満たない価格の入札が行われた場合において、調査基準価格に満たない価格の入札を行った者(以下「当該入札者」という。)に関する契約内容に適合した履行の可能性の判断に関すること。
- (2) 建設工事の入札談合に関する情報が寄せられた場合における調査及び対応に関すること。

(調査事項等)

第3条 前条第1号に掲げる事務を実施するに当たっては、原則として広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱(平成18年2月1日)第8条及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱(平成28年3月14日)第8条に基づき、当該入札者に関する契約内容に適合した履行の可能性を判断する。

2 前条第2号に掲げる事務を実施するに当たっては、原則として次の事項について、当該談合情報に係る調査又は検討等を行い、当該談合情報に対応するものとする。

- (1) 談合情報の信憑性の判断
- (2) 入札関係者に対する事情聴取の実施
- (3) 入札関係者の工事費内訳書のチェック
- (4) 入札の執行、延期又は取止め
- (5) 契約の解除
- (6) 公正取引委員会等への通報
- (7) その他必要と認める事項

(構成員)

第4条 委員会は、理事長、副理事長、理事(総括)、理事、総務部長、保全管理部長、企画調査部長及び建設部長をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

(持回り審議)

第6条 委員長は、緊急の必要により会議を開催することができないときは、持回りの方法により各委員の表決を求めることができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、表決に参加した者を出席したものとみなす。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営にあたり必要となる事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成17年5月20日から施行する

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。